

一般財団法人日本伝統織物研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人日本伝統織物研究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市北区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、現在、急速に衰退し消滅の危機に瀕している伝統的な手織織物の技術、技法など先染紋織物等を保存・伝承するために、時代裂（古代裂、名物裂）の復元や保存方法の研究をはじめ、これらの道具類や機器類の保存と技術の伝承と技術者の養成などを継続的に実践し、その成果を広く公開することにより、伝統織物の文化振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条

当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

[1]「調査研究」

日本が世界に誇る手織の先染紋織物（＝錦）の保存、伝承を目的に、その関連工程のすべての調査を行い、これらの技術者、技法の伝承方法、機器道具類の保存などの研究を行う。

[2]「総合的復元」

伝統的な手織の先染紋織物の保存振興のため古裂（正倉院裂、名物裂、有職裂など）の研究調査を行い、また、その機器・道具類、技法などを研究し、これらを総合的に復元し、その工程を映像、写真、聞き取り調査などで記録することにより、機器・道具類の保存及び技法の伝承・技術者の養成を図る。

[3]「後継者の育成」

現存の伝承技術を守るために積極的に諸環境の改善を図り、上記の総合的復元や研修事業など実践的な活動を通じて、熟練者から若年者への技術、技法伝承教育を行う。

[4]「資料等の保存」

上記の実践的な総合的復元・研究とともに、その文化的な背景や技術の発達史など、学術的な資料の保存と作成などの総合的研究をはじめ国際的、歴史的な比較研究もを行い、手織技術の保存と振興のために必要な古裂類文献資料や機器、道具類の保存を図る。

[5]「普及、啓発事業」

千三百年以上の歴史を有し、高度な文化的、技術的レベルを保ち、今日の産業技術を生み出した伝統的先染紋織物の危機的現状を広く一般社会に知らしめ、その大切さを理解して頂くため、ものづくりの現場である錦織の工房の見学をはじめ、展示会、講演会、シンポジウムの開催や、

マスコミ、インターネットを通じての働きかけなど積極的な普及、啓発活動を行い、幅広い理解者、賛同者を募る。

[6]「その他」

その他目的を達成するために必要な事業。

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第6条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

[1] 設立者 龍村順 京都市北区紫竹下ノ岸町 25 番地

錦織額「^わ和の^{ついで}集」龍村光峯作 1993年(平成5年)制作 350万円

(基本財産)

第7条 前条(1)の財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名をもって構成する評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。

3 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

- 4 評議員選定委員会の運営の細則は、理事会において定める。
- 5 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 11 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 12 条 評議員に対して、1 日当たり 1 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する旅費交通費等費用の支払をすることができる。

第 2 節 評議員会

(権限)

第 13 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第 14 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集権者)

第 15 条 評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第 16 条 代表理事は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 一般法人法第 189 条第 2 項の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第 19 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 20 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、

その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

(解任)

第27条 役員が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上

の利益は、評議員会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 30 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 198 条において準用する同第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事会の決議によって、外部役員等（一般法人法第 198 条において準用する同第 115 条第 1 項の外部役員等をいう。）の前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 2 節 理事会

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(理事会規則)

第 38 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 5 章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第 40 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 41 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 42 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 6 章 附 則

(設立時評議員)

第 43 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 龍村周 河上繁樹 畑正高 増田正蔵 金剛永謹

(設立時役員)

第 44 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 龍村裕子 柿野欽吾 吉村彰彦 下村貞美 山田実

設立時代表理事 龍村順

設立時監事 佐藤義彦

(最初の事業年度)

第 45 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 24 年 8 月 31 日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第 46 条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 京都市北区紫竹下ノ岸町 25 番地

設立者 龍村 順(号・光峯)

(法令の準拠)

第 47 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本伝統織物研究所の設立のため、設立者 龍村 順(号・光峯)は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成 23 年 8 月 1 日

設立者 龍村 順(号・光峯)